

令和4年6月 定例教育委員会

第3別館2階会議室

議事日程 (令和4年6月3日 13時)

日程 番号	議事		
1	5月教育委員会会議録の承認		
2	会議録署名委員の指名		
3	教育長報告		
4	議題		
(1)	議案第22号	令和4年度教育費補正予算に係る意見聴取について	
	議案第23号	今治市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について	
	議案第24号	財産の取得に係る意見聴取について	
	議案第25号	今治市公民館運営審議会委員の委嘱について	
	議案第26号	今治市立花カルチャーセンター運営審議会委員の委嘱について	
	議案第27号	今治市吉海学習交流館運営審議会委員の委嘱について	
	議案第28号	今治市学校給食運営審議会委員の委嘱について	
	報告第2号	専決処分について ・損害賠償額の決定及び和解について ・損害賠償額の決定及び和解について	

第8回教育委員会議案第22号

令和4年度教育費補正予算に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、令和4年度教育費補正予算について、意見を聴取する。

令和4年6月3日 提出

今治市教育委員会  
教育長 田坂 敏

令和4年度今治市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度今治市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,666,046千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,374,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月10日 提出

今治市長 徳永繁樹

令和4年度 教育費 (総括)

(単位 千円)

教育費現計予算	5,857,474
今回補正額	343,293
計	6,200,767

歳入

款項目	補正前	補正額	計
15 国庫支出金	11,865,947	680,473	12,546,420
2 国庫補助金	2,905,204	680,473	3,585,677
9 教育費国庫補助金	150,718	27,700	178,418
22 市債	3,735,100	268,000	4,003,100
1 市債	3,735,100	268,000	4,003,100
8 教育債	106,000	50,900	156,900

(単位 千円)

区分	節		説明
	金額		
3 小学校管理費	6,630		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
5 中学校管理費	4,270		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
11 社会教育施設費	1,800		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
14 学校給食費	15,000		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
5 公民館債	50,900		公民館施設債(通球対策事業債)

## 歳出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	5,857,474	343,293	6,200,767	324,793	18,500
2 小学校費	825,843	11,080	836,923	6,630	4,450
1 小学校管理費	768,003	11,080	779,083	6,630	4,450
				(内訳)	
				国庫支出金	
				6,630	
3 中学校費	559,203	7,120	566,323	4,270	2,850
1 中学校管理費	500,743	7,120	507,863	4,270	2,850
				(内訳)	
				国庫支出金	
				4,270	
4 社会教育費	1,654,031	53,900	1,707,931	52,700	1,200
5 公民館費	551,940	50,900	602,840	50,900	0
				(内訳)	
				地方債	
				50,900	
8 社会教育施設費	346,994	3,000	349,994	1,800	1,200
				(内訳)	
				国庫支出金	
				1,800	
5 保健体育費	2,119,448	271,193	2,390,641	261,193	10,000
3 学校給食費	977,122	25,000	1,002,122	15,000	10,000
				(内訳)	
				国庫支出金	
				15,000	

(単位 千円)

区 分	金 額	説 明	目 の 説 明
10 需用費	9,000	維持修繕料	学校運営費
11 役務費	2,080	通信運搬費	施設管理費
			2,080
			9,000
10 需用費	6,000	維持修繕料	学校運営費
11 役務費	1,120	通信運搬費	施設管理費
			1,120
			6,000
14 工事請負費	50,900	伯方開発総合センター改修工事	公民館管理費
			50,900
10 需用費	3,000	維持修繕料	大三島少年自然の家管理費
			3,000
18 負担金補助及び交付金	25,000	補助金 学校給食材料費高騰対応事業費	学校給食運営費
			25,000

## 資料 2

### 第 8 回 定例教育委員会議案第 23 号

#### 今治市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、今治市公民館条例の一部を改正する条例制定について、意見を聴取する。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

今治市教育委員会  
教育長 田坂 敏





今治市公民館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月10日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

波方公民館に学習室第2を設けようとするもの。

## 今治市公民館条例の一部を改正する条例

今治市公民館条例（平成17年今治市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の表中「学習室（和室）」を「学習室（和室）第1、第2」に改める。

### 附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

「参 考」

今治市公民館条例改正条項新旧対照表

新

別表第2（第7条関係）

1～3 略

4 波方公民館使用料

区分	使用時間帯	8：30～	12：30～	17：30～	8：30～	12：30～	8：30～	超過料金 (1時間 につき)
		12：30	17：30	21：30	17：30	21：30	21：30	
学習室（和室）第 1、第2		1,100	1,300	1,600	2,200	2,500	3,800	400

5～9 略

備考 略

旧

別表第2（第7条関係）

1～3 略

4 波方公民館使用料

区分	使用時間帯	8 : 30～	12 : 30～	17 : 30～	8 : 30～	12 : 30～	8 : 30～	超過料金 (1時間 につき)
		12 : 30	17 : 30	21 : 30	17 : 30	21 : 30	21 : 30	
学習室（和室）		1,100	1,300	1,600	2,200	2,500	3,800	400

5～9 略

備考 略

第 8 回教育委員会議案第 24 号

財産の取得に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、今治市長より意見を求められたため、財産の取得について、意見を聴取する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

今治市教育委員会

教育長 田坂 敏



財産の取得について（大型提示装置）

次のとおり大型提示装置を購入する。

令和4年6月10日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 品名及び数量 大型提示装置一式（別紙内訳書のとおり）

2 購入の目的 児童生徒の学習環境整備

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
大型提示装置	指名競争入札	円 74,976,000	今治市南大門町一丁目1番地の15 四国通建株式会社 代表取締役 高木 康弘

「別 紙」

大型提示装置内訳書

区 分	品 名	数 量
大型提示装置	小学校分	98台
	中学校分	44台



「参 考」

大型提示装置入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建（株）	74,976,000 円
アカマツ（株）	81,817,560
ケーオー商事（株）	88,253,000
（有）大喜	96,063,000
越智電機産業（株）	96,844,000
BEMAC（株）	99,968,000
（株）スジヤ	辞退

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

資料 4

第 8 回教育委員会議案第 25 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

今治市教育委員会  
教育長 田坂 敏

「理 由」  
欠員補充による



今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市鳥生公民館

候補者	氏名	区分	備考
	渡辺 務	学校教育の関係者	鳥生小学校長
	石原 美幸	社会教育の関係者	鳥生小学校PTA会長
	中川 純二	学識経験のある者	鳥生地区自治会長
任期		令和4年6月3日 ~ 令和5年5月13日	

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	赤宗 和照	学校教育の関係者	鳥生小学校長
	神野 義明	社会教育の関係者	鳥生小学校PTA会長
	中井 信行	学識経験のある者	鳥生地区自治会長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市桜井公民館

候補者	氏名	区分	備考
	木村 晴彦	学校教育の関係者	桜井中学校長
	羽藤 森見	社会教育の関係者	桜井小学校PTA会長
	木村 あかり	社会教育の関係者	桜井中学校PTA
任期	令和4年6月3日 ~ 令和5年2月25日		

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	河合 秀和	学校教育の関係者	桜井中学校長
	竹田 美和	社会教育の関係者	桜井小学校PTA会長
	石原 望	社会教育の関係者	桜井中学校PTA

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市国分公民館

候補者	氏名	区分	備考
	木村 晴彦	学校教育の関係者	桜井中学校長
	小田 栄光	社会教育の関係者	桜井中学校PTA健全育成部長
	飯野 俊廣	学識経験のある者	国分地区自治会長
任期	令和4年6月3日 ～ 令和5年2月25日		

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	河合 秀和	学校教育の関係者	桜井中学校長
	山内 安津子	社会教育の関係者	桜井中学校PTA愛護班部長
	桧垣 昌俊	学識経験のある者	国分地区自治会長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市日高公民館

候補者	氏名	区分	備考
	稲田 泰志	学識経験のある者	日高地区自治会副会長
	守田 聡希	学識経験のある者	日高校区消防後援会長
	井上 久美子	社会教育の関係者	西中学校PTA副会長
	越智 宏佳	社会教育の関係者	日高小学校PTA副会長
任期	令和4年6月3日 ~ 令和5年5月13日		

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	桧垣 秀利	学識経験のある者	日高地区自治会長
	村上 進吾	学識経験のある者	日高校区消防後援会長
	大成 良幸	社会教育の関係者	西中学校PTA副会長
	岡本 康利	社会教育の関係者	日高小学校PTA副会長



今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市乃万公民館

候補者	氏名	区分	備考
	長橋 幸子	社会教育の関係者	乃万小学校PTA副会長
	眞部 賢二	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長
	橋田 文明	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長
	菅 みどり	学識経験のある者	乃万地区自治会婦人部長
任期		令和4年6月3日 ～ 令和5年2月25日	

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	林 みす江	社会教育の関係者	乃万小学校PTA副会長
	井原 涉	学識経験のある者	乃万地区自治会長
	渡邊 浩司	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長
	楠橋 芳	学識経験のある者	乃万地区自治会婦人部長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市玉川公民館

候補者	氏名	区分	備考
	木村 勇二	学校教育の関係者	九和小学校長
	松岡 洋介	学校教育の関係者	玉川中学校長
	伊藤 健	社会教育の関係者	玉川町小中学校PTA連合会会長
任期	令和4年6月3日 ~ 令和5年2月25日		

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	大澤 宏伸	学校教育の関係者	九和小学校長
	渡邊 誠吾	学校教育の関係者	玉川中学校長
	阿部 津加佐	社会教育の関係者	玉川町小中学校PTA連合会副会長

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で  
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

資料 5

第 8 回教育委員会議案第 26 号

今治市立花カルチャーセンター運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 4 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

今治市教育委員会  
教育長 田坂 敏

「理 由」  
欠員補充による



今治市立花カルチャーセンター運営審議会委員候補者名簿

候補者	氏名	区分	備考
	長尾 正人	社会教育の関係者	立花小学校PTA会長
	矢野 茂	学識経験のある者	立花地区自主防災会長
任期		令和4年6月3日 ~ 令和5年5月13日	

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	藤原 勲	社会教育の関係者	立花小学校PTA会長
	阿部 ツヤ子	社会教育の関係者	立花地区婦人会会長

「参 照」

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

別表（抜すい）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
教育委員会	今治市立花カルチャーセンター運営審議会	立花カルチャーセンターの各種事業の運営企画、実施についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	12人	2年

今治市立花カルチャーセンター運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

資料 6

第8回教育委員会議案第27号

今治市吉海学習交流館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第4条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和4年6月3日提出

今治市教育委員会  
教育長 田坂 敏

「理 由」  
任期満了による





今治市吉海学習交流館運営審議会委員候補者名簿

	氏 名	区 分	備 考
候 補 者	矢野 都林	学識経験のある者	吉海町郷土史研究会会長
	矢野 日出男	学識経験のある者	吉海地区自治会長
	村上 恵子	社会教育の関係者	吉海地区婦人会長
	高浜 武	学校教育の関係者	吉海小学校校長
	越智 信雄	学校教育の関係者	大島中学校教頭
	矢野 勝	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会吉海支部長
	川本 猛	社会教育の関係者	大島中学校PTA会長
	矢野 一彦	学識経験のある者	今治市老人クラブ吉海地区連合会長
	小田 きみ	社会教育の関係者	吉海地区婦人会副会長
	村上 祥也	学識経験のある者	学識経験者
	任 期	令和4年6月3日 ～ 令和6年6月2日	

「参 照」

### 今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

別表（抜すい）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
教育委員会	今治市吉海学習交流館運営審議会	吉海学習交流館の各種事業の企画、実施についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	12人	2年

### 今治市吉海学習交流館運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

第 8 回教育委員会議案第 28 号

今治市学校給食運営審議会委員の委嘱について

今治市学校給食運営審議会規則第 2 条第 1 項の規定により、別紙の者に委嘱する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

今治市教育委員会

教育長 田坂 敏

「理由」

欠員の補充による



## 令和4年度 今治市学校給食運営審議会委員候補者名簿（案）

候補者	区 分	氏 名	関 係 役 職 名
	公共団体職員	田中 和英	大西中学校長
	〃	山口 峰松	桜井小学校長
	〃	高須 昌寿	近見中学校長
	〃	松岡 洋介	玉川中学校長
	〃	村上 道子	亀岡小学校長
	〃	梶川 直樹	大島中学校長
	公共の団体役職員	八木 正史	今治市PTA連合会 会長
	〃	織田 真吾	今治市PTA連合会 副会長
	〃	熊木 勉	今治市PTA連合会 副会長
	〃	久保田 茜	今治市PTA連合会 副会長
任期	令和4年6月3日～令和5年6月3日		

## 退任委員

退任者	区 分	氏 名	関 係 役 職 名
	公共団体職員	高井 剛	日吉中学校長
	〃	藤原 勝彦	清水小学校長
	〃	河合 秀和	桜井中学校長
	〃	渡邊 誠吾	玉川中学校長
	〃	一文字 利朗	亀岡小学校長
	〃	田窪 鉄哉	大島中学校長
	公共の団体役職員	中川 豊和	今治市PTA連合会 会長
	〃	竹田 美和	今治市PTA連合会 副会長
	〃	徳丸 雄三	今治市PTA連合会 副会長
	〃	長尾 正人	今治市PTA連合会 区長理事

「参 照」

## 今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も相当と認められる関係者のうちから選任する。

## 今治市学校給食運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 公共団体の職員
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者

2 公共団体の職員又は公共的団体の役職員のうちから選任された委員が公共団体の職員又は公共的団体の役職員でなくなったときは、任期中であってもその職を失うものとする。

第8回教育委員会報告第2号

専決処分について

専決処分について、別紙のとおり意見を述べる。

令和4年6月3日 提出

今治市教育委員会  
教育長 田坂 敏



損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月4日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年10月19日午前10時30分頃、今治市立国分小学校の敷地にある斜面から転がり落ちた石が、同小学校の隣地（今治市古国分二丁目8番58号）に駐車していた相手方所有の乗用自動車に当たり、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 83,083 円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月5日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年12月17日午後6時15分頃、今治市立南中学校において、相手方所有の乗用自動車が出ようとしたところ、突風により動いた正門が当たり、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 33,000 円